

青森県報

第三千九百七十六号

平成二十七年
三月三十日
(月曜日)

目次

告示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 課) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 一
- 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地変更の届出……………(労 政 ・ 能 力 開 発 課) …… 一
- 臨時の職業訓練の施行……………(同) …… 二
- 保安林の指定解除……………(林 政 課) …… 五
- 道路の区域の変更……………(道 路 課) …… 五
- 道路の供用の開始……………(同) …… 五

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(医 療 薬 務 課) …… 六

告 示

青森県告示第二百五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類		居宅サービス事業を行う所		指 定 年 月 日
名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	名	称	所	在 地	
有限会社 アイバンラ イフ	五所川原市大字 唐笠柳字皆瀬一 七の四	福祉用具 貸与	まつしまレ ピントルサー	五所川原市松島 町六の四九		平成 二七・四・一
有限会社 アイバンラ イフ	五所川原市大字 唐笠柳字皆瀬一 七の四	特定介護 用具販売	まつしまレ ピントルサー	五所川原市松島 町六の四九		"

青森県告示第二百六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者		介護予防サービスの種類		介護予防サービス事業を行う所		指 定 年 月 日
名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	名	称	所	在 地	
有限会社 アイバンラ イフ	五所川原市大字 唐笠柳字皆瀬一 七の四	介護予防 福祉用具 貸与	まつしまレ ピントルサー	五所川原市松島 町六の四九		平成 二七・四・一
有限会社 アイバンラ イフ	五所川原市大字 唐笠柳字皆瀬一 七の四	特定介護 用具販売	まつしまレ ピントルサー	五所川原市松島 町六の四九		"

青森県告示第二百七号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二十七条第三項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターから事務所の所在地

青森県立
八戸工業
学院

OAビジネス科	簿記会計科	医療事務科	実務事務秘書科	OA事務科	IT実務科(パソコン実務科)	調剤薬局事務科	OA・総務事務科	OA販売科DS	OAビジネス科DS	求人セツト型訓練	FP・簿記・パソコン基礎科	パソコン財務会計科	パソコン実務科	経理事務科	ビジネス基礎力養成科	パソコンも学べる介護職員初任者研修科
三月	五月	三月	四月	三月	六月	三月	五月	四月	四月	一月から三月まで	六月	三月	四月	四月	三月	四月
20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人

青森県立 八戸工業 学院	青森県立 八戸工業 学院	青森県立 八戸工業 学院	青森県立 八戸工業 学院
--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

介護実務者養成科	電気工事士養成科	ビジネス実践科DS	求人セツト型訓練	経理OA科	介護職員初任者研修科	IT応用科	医療事務(歯科)・ 歯科助手科	知識技能習得訓練 コース	実践能力習得訓練 コース	特別支援学校早期訓練 コース	知識技能習得訓練 コース	実践能力習得訓練 コース	実践能力習得訓練 コース
六月	四月	四月	一月から三月まで	三月	三月	三月	三月	二月	一月から三月まで	一月	二月	三月	一月から三月まで
20人	20人	20人	20人	15人	20人	15人	15人	10人	7人	5人	10人	9人	2人

障害者の進用促進に関する法律(昭和三十二年法律第三十号)第一条第二号(二)の規定に基づき、公共職業安定所長に、安定就業の確保を目的として、職業指導員による職業指導、職業相談、職業紹介、職業訓練の支援等を行うことを要する者(以下「支援対象者」という。)の支援を受けることとする。

青森県立 弘前高等 技術専門 校	青森県立 青森高等 技術専門 校	青森県立 障害者職 業訓練校	青森県立 八戸工科 学院	青森県立 青森高等 技術専門 校	青森県立 障害者職 業訓練校
---------------------------	---------------------------	----------------------	--------------------	---------------------------	----------------------

職業に必要な技能に 関する知識を習得し ようとする者があつて いる者										障害者の 進等法律 第二号に 規定する 障害者で あつて、 在職して いる者			障害者の 進等法律 第二号に 規定する 障害者で あつて、 在職して いる者		障害者の 進等法律 第二号に 規定する 障害者で あつて、 在職して いる者	
造園科	木造建築科	木造建築科	木造建築科	自動車整備科	OA事務科	土木施工科	電気工事科	電気工事科	電気工事科	在職者訓練コース	在職者訓練コース	在職者訓練コース	実践能力習得訓練 コース	知識技能習得訓練 コース		
時一 間二	時一 間五	時一 間二	時一 間五	時一 間二	時一 間五	時一 間八	時二 間一	時二 間四	時一 間二	時三 間九	時三 間九	時三 間九	ま三か 月一 で月	二 月		
一〇 人	一〇 人	一〇 人	一五 人	二〇 人	二〇 人	二〇 人	×二〇 三回	二五 人	二〇 人	一〇 人	一〇 人	一〇 人	九 人	一〇 人		
千 円	円千 三百	千 円	円千 三百	千 円	円千 三百	円千 六百	円千 九百	百円 二千二	千 円							

青森県立 むつ高等 技術専門 校	青森県立 八戸工科 学院
---------------------------	--------------------

配管科	配管科	配管科	配管科	木造建築科	OA事務科	メカトロニクス科	電気工事科	電気工事科	配管科	配管科	機械加工科	自動車整備科	配管科	配管科	配管科	配管科
時一 間五	時一 間四	時一 間四	時二 間一	時一 間五	時一 間二	時一 間二	時一 間五	時一 間八	時二 間四	時一 間五	時一 間五	時一 間二	時一 間五	時一 間五	時三 間〇	時一 間五
×一五 二人	二〇 人	×一〇 三人	一〇 人	一〇 人	一五 人	一〇 人	×一五 二人	三〇 人	二〇 人	一五 人	一〇 人	一〇 人	一〇 人	二〇 人	一〇 人	一〇 人
円千 三百	円千 二百	円千 二百	円千 九百	円千 三百	千 円	千 円	円千 三百	円千 六百	百円 二千二	円千 三百	円千 三百	千 円	円千 三百	円千 三百	百円 二千八	円千 三百

青森県立 八戸工科 学院	青森県立 弘前高等 技術専門 校	青森県立 技術専門 校	普通職業 訓練・普 通課程		
			公共職業 安定所長 の受講指 示、又は 推薦又は 支援指し 者を受けた		
介護福祉士養成科	保育科	生活福祉学科/介護 福祉専攻	保育士養成科	介護福祉士養成科	
二年	二年	二年	二年	二年	
二〇人 二五人	一〇人	三〇人	五人 二〇人	二〇人 二〇人	

青森県告示第百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
弘前市大字高岡字獅子沢二二八の二二
- 二 保安林として指定された目的
風致の保存
- 三 保安林解除の理由
公共施設用地とするため

青森県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年四月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県 道			柵手倉橋線	三戸郡新郷村大字西越字鶴館三三の一から 三戸郡新郷村大字西越字鶴館三五の一まで	後	七七・〇〇メートルから 五七・〇〇メートルまで	四四〇・〇〇メートル 四四〇・〇〇メートル	

青森県告示第百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年四月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始 の期日
県道八戸環状線	八戸市大字中居林字道合二五の三から 八戸市大字田向字毘沙門八の三まで	平成二十七年三月三十一日
県道柘柵手倉橋線	三戸郡新郷村大字西越字鶴館三三の一から 三戸郡新郷村大字西越字鶴館三五の一まで	平成二十七年三月三十一日

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県地域医療情報共有システム（仮称）構築業務
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県健康福祉部医療薬務課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十六年十二月十九日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
富士通株式会社青森支店
青森市長島二丁目一三の一
- 六 契約金額

九千二百九十九万九千三百十九円
随意契約の理由

七
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項
第一号

八 契約の相手方を決定した手続
公募型プロポーザル方式により選定した契約候補者を契約の相手方としたものである。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭